

【研究ノート】

旧日本軍における文官等の任用について ——判任文官を中心に——

氏家 康裕

はじめに

本稿は、旧日本軍における文官、特に下級の文官である判任文官を中心に、その任用の実態について研究し、明らかにしようとするものである。本稿の主要な研究対象は、判任文官であるが、より広い概念である軍属等についても触れることとする。判任文官とは、各省大臣など本属長官の権限で一定の有資格者の中から任命される下級の文官であり、軍人でいえば下士官相当の地位にあった。旧日本軍の判任文官の多くは、庶務・会計などの事務や工廠などの現場の技術者であった。また、軍属等とは、軍を構成する軍人（武官・兵）以外の者の総称であり⁽¹⁾、雇員・傭人などのほか、文官もこれに属する。

旧日本軍における文官等は、武官全盛の時代において陰のような存在であった。上級の文官である高等文官ですらそのような扱いであり、まして下級の文官である判任文官は微々たる存在であった。その実態を示す資料は、防衛研究所、国立国会図書館、国立公文書館で調べた限り、武官に比べはるかに数が少なく、断片的であり、その中でも判任文官の任用を明らかにする上で活用できる史料となると、極めて数が限られる。旧日本軍の文官に関する先行研究も少なく、第二次世界大戦時の南方における占領行政に関する太田弘毅の業績⁽²⁾がある程度である。それらは旧日本軍の文官の任用一般については触れていない。また、旧日本軍に限らず一般的な戦前の文官に関する先行研究としては、秦郁彦らの『戦前期日本官僚制の組織・制度・人事』⁽³⁾などがあるが、旧日本軍の文官の任用について焦点をあてて明らかにされたものはない。

こうしたことから、本稿が旧日本軍における判任文官の任用の実態について一端なりとも明らかにすることができれば、意義があるものと考え。特に1934(昭和9)年から1945

-
- (1) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）691ページによると、「軍属は、陸海軍文官、同待遇者、軍属読法により宣誓して陸海軍の勤務に服する雇員・傭人を総称した」とされる。
 - (2) 太田弘毅「陸軍占領地行政に従事せし、文官の人数と配置」『日本歴史』第328号（1975年9月）48～68ページ、「海軍南方占領地行政に従事せし文官——その人数と配置」『日本歴史』第369号（1979年2月）22～46ページ。
 - (3) 戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）。

（昭和20）年にかけて、軍縮から戦時へと時代状況が変化し、旧日本軍が文官等を含めてその人員を拡大していく時期において、判任文官の処遇に特に意を払った形跡がみられるため、この期間を本稿の主な対象とする。また本文で詳述するとおり、雇員など下級のポストから判任文官に登用されるといった人事慣行が存在していたことから、軍属等全体を見ることが必要であり、その観点も踏まえて判任文官の任用の実態を明らかとする⁽⁴⁾。

1 文官等の概要

旧日本軍の判任文官等の任用について考察する前に、軍属等、軍属、文官といった用語について整理しておこう（下表参照）。冒頭で触れたとおり、軍を構成する者のうち軍人以外の総称が軍属等であり、軍属等には文官、文官以外の軍属、軍属にあらざる者があった。以下において、文官、雇員、傭人の順でその概要を見ていくことにする⁽⁵⁾。

表 軍人と軍属等

軍 人			軍 属 等			工 員		
武 官	兵	軍 属			雇 員		傭 人	嘱 託
		文 官		判 任 文 官				
		高 等 文 官	親 任 官					

（出所）秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）などから作成。

（1）文官等の種類

ここでは文官等の職種・職位について概観する。旧日本軍における文官には、上級の者

（4） 以下、本稿においては、「旧海軍」は「海軍」、「旧陸軍」は「陸軍」と略す。

（5） 雇員は「官吏ではないが、官吏と等しく公務に従事する者」とされる（秦編『日本陸海軍総合事典』691ページ）。また「もっぱら雑役・監守その他に常備使用する者」との記述もみられる。他方、傭人は「主として肉体的労働に従事」とされ、雇員・傭人はともに「国の職員であっても、私法上の雇用関係に立つ」とされる（戦前期官僚制研究会編、秦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』663ページ）。

軍属にあらざる者には、数万人にのぼった工具の大部分（工長等を除く）が通常含まれるが、戦時には例外がみられ、海軍においては、1942（昭和17）年に全ての工具が軍属とされている（「官房第1029号（昭和17年2月24日）工具の取扱及給与」海軍大臣官房編『海軍公報』第4027号、昭和17年2月24日、防衛研究所図書館所蔵、197ページ）。

として高等文官、下級の者として判任文官がいた⁽⁶⁾。高等文官・判任文官は明治期から存在し、旧日本軍に限らず全省に置かれており、任用に関しては「文官任用令（大正2年勅令第261号）」が、高等官の職種や等級・俸給に関しては、「高等官官等俸給令（明治43年勅令第134号）」があり、その他にも、「文武判任官等級令（明治43年勅令第267号）」等、共通に適用される勅令が存在していた。また、後述するとおり、文官には事務系と技術系がみられた。

旧日本軍において、文官が充てられるべき職務は、まず、直接戦闘を行わない分野で、かつ長期間、同じ者が同じ職務を担当する必要がある場合や、武官からみて重要ではない業務、例えば兵站業務のようなものがあつた。旧日本軍の高等文官には、技師、法務官、通訳官、教授、書記官、理事官、司政官等がいたが⁽⁷⁾、これらの多くは専門職であつた⁽⁸⁾とみられる。事実、「陸軍省官制（明治41年勅令第314号）」や「海軍省官制（大正5年勅令第37号）」の別表・定員表をみると、当時、陸海軍省の主要なポストは武官が占めており、文官が充てられていたのは書記官、事務官等の極めて限られたものであつた。このことからみて、旧日本軍においては、高等文官試験の合格者から、いわゆる一般行政事務を担当する高等文官を採用する必要は高くなかつたと考えられる。採用されている場合も、充てられうるポストは極めて限られ、その後の処遇に困難をきたすことは明らかである。その他には政治任用の文官として政務次官、参与官がいたが、主に議会对応を行つていた。

旧日本軍において、下級の文官である判任文官には、技手、属⁽⁹⁾等がいた。彼らは技術的な専門性を必要とする業務であるか、あるいは武官からみて雑務的な日常の事務作業を担当する職であつたとみられる。旧日本軍では、文官等の位置付けは低く、「陸軍軍政史梗概」には「陸軍文官は、陸軍武官に比し極めて少数であり、且つ、その職責権限において格段の差異があつたため、兎角二義的に取扱われた憾みがある」といわれた⁽¹⁰⁾。文官の中には、勅任の将官に相当する職位の高い、政治任用の政務次官や参与官もいたが、

(6) 軍人の階級と比較すると、高等文官は将校以上、判任文官は下士官相当であつた。なお、後述する雇員・傭人は、兵に相当すると思われる。なお、文官は、その任命の形式の違いにより区分できた。高等文官には、親任官（辞令書に天皇が親署し、親任式を挙行するのを通例とした）のほか、一等から九等まであり、一・二等は勅任官（勅任によって叙任）、三等以下は奏任官（内閣総理大臣が奏薦して任命）があつた。

(7) 秦編『日本陸海軍総合事典』691～692ページ。

(8) 理事官は旧制で内閣各省に属した官名で、多くは古参判任官の優遇のために置かれた事務官である。

(9) 「属」は、判任文官で庶務に従事する者の総称である（「各省官制通則」勅令第176号、大正13年8月12日）。

(10) 山崎正男『陸軍軍政史梗概 第二巻』（防衛研究所図書館所蔵）250ページ。著者は、1939（昭和14）年から1941（昭和16）年にかけて陸軍省兵備局で、兵備課長等として勤務し、その後少将にまで昇進した人物であり、戦後、1947（昭和22）年に本書を記した。

その職務は軍機、軍令には関わらないものであった⁽¹¹⁾。また、技師、法務官の中には、将官に相当する勅任官もあり、形式的な職位こそ高かったが、その職務は専門的なものに限られ、実質的な権限は多くはなかったとみられる。軍属については、勅任官から傭人まで幅広い職位に存在したが、旧日本軍においては、軍属はとかく劣等視され、輸送順位などにおいて「軍人、軍馬、軍犬、軍鳩、軍属」と動物よりも後位に列した俗謡もうたわれていた⁽¹²⁾。

文官には、大別して事務系と技術系がみられた。そして、旧日本軍における文官の中で比較的優位にあったのは、技術系の文官であったと考えられる。技術系文官は人員的にも多く⁽¹³⁾、またその技術専門性ゆえに、一般的に武官優位の旧日本軍においても、例外的に武官に対し優位にたつ事例もみられた⁽¹⁴⁾。旧日本軍には技術系文官として、技師(高等文官)、技手(判任文官)が置かれていた。彼らは陸海軍省等の機関や学校、工場や研究所のほか、第一線の部隊(例えば飛行場等基地建設を行う海軍設営隊)にも配置されていたが、工場等の現場では、彼ら以外にも多数の工員が存在しており、技術系文官は全体からみて少数であった⁽¹⁵⁾。しかし、技術系文官が現場において果たす役割は大きく、判任文官である技手であっても、その中核となって多数の工員を指揮する重要な役割を与えられた⁽¹⁶⁾。

(2) 雇員・傭人等

旧日本軍では、判任文官の下に、それよりはるかに多数の雇員・傭人が置かれていた。そして、その中で有能な雇員は判任文官に任用された。また、雇員より下級に位置付けられていたとみられる傭人から雇員への身分変更が可能であり、さらに、一般的に雇員・傭人よりも下級の位置付けであった工員が、雇員や判任文官に任用されている例もあることからみて、判任文官の任用を考察するには、工員についてもその実態を明らかにする必要があると考えられる。

(11) 秦編『日本陸海軍総合事典』691ページ。陸軍省官制(勅令第180号、大正13年8月12日)第2条。海軍省官制(勅令第181号、大正13年8月12日)第2条。

(12) 秦編『日本陸海軍総合事典』692ページ。

(13) 陸軍省「昭和十二年陸軍省統計年報(第49回)」(防衛研究所図書館所蔵)。海軍省「昭和十二年海軍省年報(極秘)(第二十九回)」(防衛研究所図書館所蔵)。

(14) 中川靖造『海軍技術研究所』(光人社、1997年)151ページ及び186ページ。知識経験において優る技師・技手に対し、技術科士官が頭のあがらない現場の状況についての記述がみられる。

(15) 碓義朗『海軍技術者たちの太平洋戦争——「海軍空技廠」技術者たちとその周辺の人々の物語』(光人社、1989年)15ページによると、戦争末期には海軍空技廠には、職員約1,700名、工員約3万2,000名がいたとみられ、職員の主体は、武官・文官と考えられるが、このような人員の数字からみて文官が工員も含めた全体の人員のごく一部であったことがうかがわれる。

(16) 碓『海軍技術者たちの太平洋戦争』22ページ。

旧日本軍における雇員・傭人の任用に関する規則として、海軍については、「雇員傭人規則（昭和18年達第146号）」が存在する。同規則第6条では雇員・傭人の職名及び等級が定められている。雇員の職名としては、理事生、技工士、運転士、裁縫士、製糧士、調理士、調剤助手、医務助手、看護婦、守衛、栄養士、通弁、保健婦、技療士があり、その等級は、雇員長と雇員の2つであった。このうち雇員長は、「雇員にして永年勤続し且人物技量に優秀なるもの」⁽¹⁷⁾について、各庁長の具申に基づいて所属長官が命ずることとされていた。

傭人の職名として、記録手、軍用郵便手、兵器手、機関手、電機手、工作手、潜水手、操船手、靴工手、彫刻手、印刷手、経師手、運輸手、警防手、倉庫手、運転手、裁縫手、製糧手、割烹手、烹炊手、製剤手、養成看護婦、線路手、電話手、理髪手、洗濯手、衛生手、用務手、番人、従僕、給仕があり、等級は、傭人長、一等傭人、二等傭人の3つであった。

雇員・傭人の採用等は、海軍の各庁において行われた。そしてその任用資格は「雇員傭人規則」で定められている。雇員の任用資格は旧制中等学校卒業者や採用職種について3年以上経験を有する者、もしくは陸海軍下士官以上出身者等とされていた。これに対し、雇員より下級の位置付けであった傭人は、各庁長の定めるところによるものとされ、より弾力的な採用が可能となっていた。この雇員と傭人の間で身分変更が可能であった。ただし、傭人から雇員への身分変更には、一等傭人以上である場合か、あるいは二等傭人で雇員任用資格を有する場合、または3年以上傭人として在職し、特定の傭人の職種からそれと関連のある雇員の職種に身分変更する場合に限定されていた。任用に関してはこの他「雇員傭人在職年数及勤続年数に関する件（昭和18年兵備四第206号）」により、雇員または傭人が採用前の同様の職種に従事していた場合、その就業年数を、在職年数及び勤続年数に通算することができることとなっており、その対象としては、看護婦や官公署雇員・傭人の他に、海軍工員または鉞員や海軍共済組合勤務員が挙げられている。これらの措置は前職での勤務経験を評価することで、任用資格など転職する際に生じる不利益を低減させることを目的としており、海軍工員など外部労働市場との境界、組織の周辺部から、より中核部分への人材の供給を想定したものとみられる。

陸軍の雇員・傭人の任用に関し知る手がかりは海軍と比べ限られている。陸軍成規類聚等においても海軍の「雇員傭人規則」のように規則で体系的に定められたものは見当たらない。ただし、雇員・傭人の職種に関して「昭和十二年陸軍省統計年報（第49回）」から

(17) 引用した法令の条文の文言は、適宜いわゆる現代表記に直してあり、旧字体は新字体に、カタカナは平仮名にしてある。以下同じ。

次のようなことがわかる⁽¹⁸⁾。雇員には、事務に関する者と技術に関する者の2種類があった。傭人の職名として、玄関番、小使、給仕、守衛、監守、庫手、番人、職工、運転手、調教手、馬丁、火夫、厨夫、警火夫、消防夫、牧夫、耕夫、船員、舸夫、仲仕、常傭、看護婦、交換手、雑仕婦、技術に関する者等があった。

(3) 軍属等における文官の比率と技術系文官の位置

本節においては、戦前の文官や雇員・傭人の状況をその人員数から概観する。まず、陸軍について「昭和十二年 陸軍省統計年報」によると、1936(昭和11)年当時、文官(待遇を含む)は2,482人で、雇員・傭人の1万6,520人に、さらに工具等まで含めた5万4,712人と比べるとその中に占めるその割合は4.4%に過ぎず、陸軍の武官以外の人員が、多様な雇用形態の下で構成されていたことがわかる。満州事変以降の軍備拡大期における人員数の変化について見ると、陸軍文官(待遇を含む)は、1932(昭和7)年の2,027人から1936(昭和11)年の2,482人と22%(455人)増加しているが、一方、雇員は3,372人から4,605人と37%(1,233人)、傭人は9,387人から1万1,915人と27%(2,528人)、また両者をあわせると3,761人と文官の増加数455人の8倍以上も増加しており、軍備拡大に伴う軍の構成人員の拡大において、武官以外では文官よりもそれ以外の軍属の増加が顕著であったことがわかる。

文官の内訳を見てみると、1937(昭和12)年、高等文官である技師は245人、判任文官である技手が1,079人で、両者をあわせると1,324人となり、文官総数(待遇を含む)2,766人の約48%を占めており、文官の中では技術系が最大の勢力であったことがわかる。また、上級の職階である高等文官に限ってみても、技師が245人なのに対して、教授174人、法務官82人で、高等文官総数539人の約45%を技術系文官が占めていることがわかる。軍備縮小期から軍備拡大期に転化した1928(昭和3)年から1937(昭和12)年にかけて文官総数(待遇を含む)は2,322人から2,766人へ444人増加しているが、このうち技術系文官の数は373人、(951人から1,324人)で、増加分の約84%を占めている。このような軍備の拡大に伴う文官の増加のうち、その中心となったのは技術系文官であったことがわかる。この他、高等文官では教授が80人増大していることと、判任文官では、属の数が255人増加していることも注目される。教授の数が急増しているのは、軍の急激な拡大に伴い、士官等を養成する学校の態勢強化が求められたことが原因であると推測される。

次に、海軍について、「昭和十二年 海軍省年報(極秘)(第二十九回)」によると、1937

(18) 陸軍省「昭和十二年 陸軍省統計年報(第49回)」(防衛研究所図書館蔵) 6~7ページ。

(昭和12)年当時、文官は2,206人、雇員・傭人は12,833人⁽¹⁹⁾で海軍においても、陸軍同様、文官以外の者に負うところが大きかったとみられる。また、技術系の文官は、技師が406人、技手が1,152人で計1,558人となり文官の約70%を占め、特に高等文官総数513人に占める技師の割合は約80%であり、海軍の方が陸軍よりも、技術系の文官の占める割合が大きく、より高い専門技術的な知識が必要とされる高等文官である技師においてその傾向が一層顕著であったことが特徴的である。

また、2年後の1939(昭和14)年における海軍の文官や雇員・傭人の人員数を確認する。「昭和14年海軍軍属現在員数」によると⁽²⁰⁾、文官は4,037人、雇員・傭人は19,972人で、前述の1937(昭和12)年の人員数と比較すると、文官の総数は2,206人から4,037人へと約83%(1,831人)も増加しているが、その内訳を見てみると、高等文官は513人から1,201人と約134%(638人)の増加であるのに対し、判任文官は1,693人から2,836人と約68%(1,129人)の増加であった。雇員・傭人についても両者あわせて12,833人から19,972人へと、やはり56%(7,139人)も増加しているが、その内訳を見てみると、雇員は5,401人から7,289人と約35%の増加であるのに対し、傭人は7,432人から12,683人と約70%(5,251人)増加している。この短期間での文官や雇員・傭人の増加は、1937(昭和12)年に支那事変が発生し、戦時の態勢へと移行したことや、1936(昭和11)年に軍縮条約から離脱した後の海軍の拡大が背景にあると考えられる。そして比率的には、この中で最も高い職位の高等文官が、また数的には、最も低い職位の雇員・傭人が、増加していることが、特徴として挙げられる。

2 文官等の任用等

(1) 文官等の任用

陸軍では、「陸軍文官はその定員が少なく」、「一般の有資格者の中から任用の規定によって任用していたが、この点一般の文官と何ら異なるところはなかった」という。しかし「殊に、武官のように候補者の採用、養成、任用、淘汰が相互に関連して、人事の流れが年々繰り返される」というようなことはなく「欠員が生じる都度、後任を物色するという観点で人事を律していたため、極めて計画性に乏しかった」とされる⁽²¹⁾。

しかし、文官に関していかに人事の計画性が乏しかったとはいえ、陸海軍省等の中枢機

(19) 海軍省「昭和十二年 海軍省年報(極秘)(第二十九回)」(防衛研究所図書館蔵)。

(20) 海軍省人事局「鎮守府、艦隊、要港部軍人軍属現在員数 昭和十四年十二月一日調 海軍省人事局」(「昭和一七～二〇 軍人養成関係 海軍省人事局第三課」、防衛研究所図書館蔵)。

(21) 山崎「陸軍軍政史梗概 第二巻」273ページ。

関における職務については、優秀な人材を充当すべく考課がなされていたものと考えられる。そして当時、技術系の高等文官である技師の一部や事務系の高等文官である理事官のポストには判任文官から有能な者を登用していたことを考えると、判任文官の旧日本軍内部での処遇はそれなりに考慮されていたと言える。もっとも、高等官のポストを確保することは非常に難しかったとされている⁽²²⁾。

文官の任用手続き等に関しては、政府全てに共通の「文官任用令(大正2年勅令第261号)」のような勅令の手続きが存在していた。そして陸軍文官の人事取扱いは、法令上の人事権の根拠が陸軍大臣にあること、また、その人員が僅少なことや、他省との均衡を図る必要性などから、陸軍省本省において集権的に行うことが原則となっていた⁽²³⁾。ただし、1942(昭和17)年には戦局の拡大により、従来のような集権的事務処理が不可能となったため下級の所管長官に判任文官の任用を代行させるようになった。

奏任文官の任用については、その特例を認める根拠法令として「奏任文官特別任用令(大正9年勅令第160号)」が1920(大正9)年から存在し、任用の特例が認められる奏任文官が限定列挙されていた。その後、順次、特例が追加され⁽²⁴⁾、特別任用により判任文官を昇任させることのできる奏任文官のポストは相当多数に上った。ここに至って、1941(昭和16)年に制定された「奏任文官特別任用令(昭和16年勅令第5号)」では、第1条第1項において、「高等官四等以下を最高官等とする奏任文官は五年以上判任以上の官に在職して行政事務に従事し判任官五級俸以上の俸給を受けた者の中より高等試験委員の銓衡を経て特に之を任用することを得」とし、限定列挙ではなく、「高等官四等以下を最高官等とする奏任文官」という表現に変更することにより、その対象となる奏任文官の範囲を拡大し、新たに爾後設置される奏任文官についても、この条件に該当するものは、従来のように、特に法令の改正による追加列挙をせずとも、任用の特例が認められることとなった。旧日本軍の事務系の文官の任用において、判任文官が高等文官試験を経ずに理事官等の高等文官に登用され得たのは、これらの規定に基づきなされたものと考えられる。

また判任文官の任用については、「文官任用令(大正2年勅令第261号)」の第6条において、その任用資格が規定されている。判任文官の任用については、普通試験・高等試験の合格者のほか、旧制中学校卒業者や4年以上雇員であった者⁽²⁵⁾、3年以上判任官待遇以上の待遇官吏の職にあった者など、試験を経ないでも任用される各種規定が存在してお

(22) 若松会編『陸軍経理部よもやま話』(若松会、1982年)52ページ。陸軍千住製絨所に高等文官のポストを設けた際の苦勞について回想されている。

(23) 山崎「陸軍軍政史梗概 第二巻」275～276ページ。

(24) 旧日本軍関係では、陸軍事務官、陸軍理事官、海軍事務官、海軍理事官等が追加された。

(25) 当初は5年以上雇員であることを要件としていたが、その後、1920(大正9)年の改正で4年以上雇員であることと期間を短縮し要件が緩和された。

り、リクルートの経路が多様であったことがわかる。そして、同規定が、文官よりも下級の雇員から判任文官に昇任することの根拠規定ともなっていた。

(2) 工員に対する養成教育と文官への昇任

武官については、部内で各種の学校があり教育訓練がほどこされていたが、文官については、同様の学校教育はなかったとみられる⁽²⁶⁾。つまり、技師等の専門知識を有する文官は、採用される以前の段階で、既に職務に必要な教育を修了していることが前提条件であった。また、そのような専門性を有しない業務に従事するものについては、部内において改めて特別の教育訓練を施す必要はなく、今日でいうOJT (On the Job Training) 即ち所属機関や部隊における日常の部内教育でこと足ると考えられていたとみられる⁽²⁷⁾。

工員に対しては、その中から人材を発掘し登用する制度が取り入れられていた。海軍では、大正期から工員のなかで優秀な者を技手（判任文官）やさらに技師（高等文官）に昇任するための特別な教育課程を施す技手養成所という制度が存在していた⁽²⁸⁾。この工員養成機関には、見習工として採用された高等小学校卒業者に対して、学科教育と技術教育を施し、三年間の教習期間を修了した者を本職工として採用するシステムがあり、さらに上級課程である補修科もあったが、ここを卒業できれば技手（判任文官）に早く昇進でき、さらに将来は技師（高等文官）への道も開けるとあって、かなりの狭き門であったといわれる⁽²⁹⁾。

海軍で実施されていた、同様の制度は、昭和10年代には陸軍でも導入された。陸軍造兵廠の教育課程について見てみると、ある年において、最初の段階の課程である養成工員科には高等小学校卒業者11,394人が入所したのに対し、上級の課程である見習工員科には3,994人しか進んでおらず、さらに上級の技術員科普通科で108人、最上級の技術員科高等科で102人と、採用時の1%未満にまで絞り込まれており、工員から技手、技師への昇任が制度上可能であったとはいえ、実際には、このような厳しい選抜競争を経て初めてその

(26) 海軍については、防衛研修所戦史室「帝国海軍の教育制度について」（防衛研究所図書館所蔵）44ページにおいて、文官に対する部内教育制度はなかった旨明らかにされている。他方、陸軍については、制度の存在を否定する明確な記述は見当たらないが、部内教育の諸学校の状況、特に文官にも比較的關係が深いと思われる経理関係の教育などにおいても、文官の教育に関する記述がないことから、陸軍も海軍同様に文官に対する部内教育制度はなかったのではないかとみられる。

(27) 「各部隊動員業務判任文官要員教育の件達」（昭和15年陸軍省密大日記、防衛研究所図書館所蔵）によれば、京都の師団において、動員業務を行う判任文官に対し部内教育を行っている。また「航空廠要員教育に関する件」（昭和13年陸軍省陸満密大日記、防衛研究所図書館所蔵）によれば、満州において航空廠要員を部内教育している。

(28) 大正8年に制定された勅令である「海軍技手養成所令（大正8年勅令第34号）」により設立された。

(29) 礎『海軍技術者たちの太平洋戦争』49ページ。なお、原剛、安岡昭男編『日本陸海軍事典』（新人物往来社、1997年）208ページには、技手養成所の課程であるとの記述もみられる。

道が開かれた⁽³⁰⁾。

(3) 技術系の文官のキャリアパス

戦時態勢において人員数が急拡大される状況のもと、近代戦に対応する上で重要な技術系の高等文官である技師の充足は、当時、重要な課題であったと考えられる。技師となる者には、文官任用令第7条の規定に基づき、高等文官試験を経ずに採用される学術に秀でた者等か、あるいは特例として認められ判任官である技手から昇任する内部登用者であった。では、これらの人材はどのように充足されたのであろうか。

「海軍文官名簿(高等官)昭和十八年四月一日調」⁽³¹⁾からわかる技師の経歴のうち、昇任月日からみて、戦時に高等文官に任用された高等官7等の者の経歴について見てみると、その大多数が判任文官を経て任用された者であることがわかる。つまり、戦時態勢のもと急増した技師の多くは、文官任用令第7条の規定に基づき任用された帝大卒業者等ではなく、内部からの昇任者であったと考えられる。そこで以下では、最終学歴の異なる技術系の文官等について、技手あるいは技師に昇任するまでにどの程度の年月を要していたのかを考察する。

ある国立工業高等学校出身の海軍技術系文官の経歴を例に確認すると1933(昭和8)年に有識工員(職夫)⁽³²⁾として採用された。有識工員とは、文官の枠がないが、大学卒業者、もしくはそれと同等の学歴を有する人材を確保するために、ひとまず工員で採用し、折をみて技手・技師に昇任させる者の呼称である。4年後の1937(昭和12)年に技手(判任文官)に昇任、さらに5年後の1942(昭和17)年には技師(高等官7等(中尉相当))となった。彼はその3年後に高等官6等(大尉相当)に昇進している⁽³³⁾。さらに本来はエスカレーター式に高等官3等(大佐相当)まで昇任し、運が良ければ高等官2等(少将相当)の勅任技師まで進むことも可能であったとされる。同様なケースで、有識工員が地方国立大学出身者であれば技手を経ずに、3~7年で技師に昇任した。実業学校卒業生のキャリアについては、陸軍燃料廠の南方要員募集の要綱を参考に確認すると、当初は雇員(軍属)で採用するが、ただし、勤務優良なる者は2年以上にして判任官待遇となり、順次進級し陸軍技手(判任官)に任用、さらに陸軍技師(高等官)に昇進する道があるとされていた⁽³⁴⁾。

一方、中等・高等教育を受けていない者は、海軍においては、工員から始まり、技手養

(30) 市村常作『少年軍属の教育史——名古屋造兵廠技能者養成所』(市村常作、1993年)54ページ。

(31) 海軍省「海軍文官名簿(高等官)昭和十八年四月一日調」(防衛研究所図書館所蔵)。

(32) 内藤初補『海軍技術戦記』(図書出版、1976年)23~24ページ。

(33) 福本行雄『ある海軍技師の半生』(甲陽書房、1971年)193ページ。

(34) 石井正紀『石油技術者たちの太平洋戦争』(光人社、1998年)189~190ページ。

成所などを経て2～5年で技手となり、その後4～6年で技師に昇任することも可能であった⁽³⁵⁾。ただし、この場合も、先にあげた陸軍造兵廠技能者養成所における工員養成状況と同様に厳しい選抜を経て初めて技師に昇任することが可能であったとみられる。

3 事務系判任文官の高等文官への登用

(1) 理事官の概要

次に、事務系判任文官の高等文官への登用について考察する。事務系の分野においては、基本的には軍人が高等官として重要なポストを占め、文官の多数は補助的な判任文官として配置されていた。また事務系の判任文官から高等文官へ昇任するための教育課程も特に用意されておらず、文官を事務系高等官のポストで重用することは、あまり想定していなかったとみられる。ただし、事務系判任文官の昇任ポストとしては、例外的に理事官という制度があった。そこで本節では、旧日本軍の事務系判任文官の高等文官への昇任において、重要な役割を果たしたポストである理事官に焦点をあててみる。この理事官は、優秀な事務系判任文官の処遇ポストとみられるが、これに類似するポストとして「事務官」という役職が理事官に先立って存在していた。陸軍では、法令で判任文官から奏任文官への特別任用が認められた3年後の1923（大正12）年に陸軍事務官が設けられた。これは理事官が設置された後、1942（昭和17）年に理事官に統合された。

(2) 陸軍理事官

陸軍理事官は、「陸軍理事官設置制（昭和11年勅令第84号）」により設置され定員が規定された。それによると、陸軍理事官は専任2人を奏任とし、上官の命を承けて事務を掌り、陸軍造兵廠に属するものとされた。この陸軍理事官のポストは、庶務、会計等の事務に従事する属（事務系判任文官の一種）の高等官への昇任のポストであるが、理事官設置以前の状況を見ると、当時陸軍の属のポストが455であるのに高等官への昇任ポストの数はわずかに5しかなかったため、他に転出する者が多かった。

このような職制のままでは、採用において良質な人材を確保することが困難となることから、相当長期間にわたり同一職務に止まる文官の処遇のため高等官への昇任ポストの増加が必要とされた⁽³⁶⁾。そして、その後6回の設置令の改正が行われ、1942（昭和17）年

(35) 福本『ある海軍技師の半生』188～190ページ。時代状況により昇任速度も変化したのではないかと考えられる。軍拡の時代か軍縮の時代かで、昇任先のポストが増減し承認速度に対し影響が生じたとみられる。

(36) 陸軍省「陸軍理事官設置制の件」（昭和11年大日記甲輯、防衛研究所図書館所蔵）。

の最終改正では専任は19人に増加し、陸軍造兵廠のほか、陸軍省、陸軍兵器行政本部、陸軍航空本部、陸軍製絨廠及び連隊区司令部に属することとなった。さらに同年「陸軍特設部隊等臨時職員設置制(昭和17年勅令第133号)」により、南方軍政に関する理事官が334新設され、また1944(昭和19)年には「陸軍理事官臨時増置の件(昭和19年勅令第117号)」によりさらに100の理事官ポストが増置され陸軍の部隊に所属することとなった⁽³⁷⁾。このように、陸軍理事官は当初2人であったのが、戦時下においては400人以上にまで急増しており、戦時下において判任文官の処遇について、大きな変化がみられたことがうかがわれる。

(3) 海軍理事官

海軍理事官については、その設置数、設置機関、設置時期が「海軍理事官設置制(昭和9年勅令第226号)」、「臨時海軍理事官増置の件(昭和9年勅令第227号)」により規定されている。そして、海軍においても陸軍と同様に事務系判任文官の昇任ポストが必要とされた⁽³⁸⁾。1934(昭和9)年に制定された「海軍理事官設置制」では、理事官は当初1名で海軍艦政本部に配置された。

しかし、その後の改正により、次第に定数が増加するとともに、配置される部署も拡大し、1942(昭和17)年の最終改正の時点では、理事官は専任21名で、海軍省、軍令部、海軍艦政本部、海軍航空本部、鎮守府及び海軍経理部に属するとされていた。また、臨時の理事官の増設に関しては、当初1934(昭和9)年に制定された「臨時海軍理事官増置の件」においては当初海軍艦政本部に2名増置されたのが、1943(昭和18)年の最終改正では、43名に増置され、それらの者は、海軍艦政本部、海軍航空本部、海軍施設本部、海軍技術研究所、海軍軍需部、海軍工廠、海軍航空技術廠、海軍航空廠、海軍火薬廠、海軍燃料廠、及び海軍施設部に属し、造船、造兵または土木建築に関する事務に従事することとされていた⁽³⁹⁾。前述の陸軍理事官が南方の前線の部隊にも配置されていたのに対し、海軍においては、理事官は基本的に後方に配置されていたものとみられる。

(37) 山崎「陸軍軍政史梗概 第二巻」257ページ。「陸軍理事官設置制」、「陸軍理事官臨時増置の件」(陸軍大臣官房編「陸軍成規類聚 第一巻」第二類官制三、二〇、防衛研究所図書館所蔵)。「陸軍特設部隊等臨時職員設置制」(陸軍大臣官房編「陸軍成規類聚 第二巻」第四類官等四三ノ三、防衛研究所図書館所蔵)。

(38) 海軍が1934(昭和9)年設置であるから陸軍の1936(昭和11)年設置よりも先行していたことがわかる。

(39) なお、「昭和十八年海軍文官(高等官)名簿」によると、海軍理事官の実員の内訳は、高等官5等(少佐相当)6人、高等官6等(大尉相当)16人、高等官7等(中尉相当)47人で、計69人であった。

(4) 海軍における事務系判任文官の任用の具体的事例

本項では海軍の事務系判任文官の任用に関し、その採用、処遇、昇任について検討する。現存する史料の制約上、文官の人事管理の概要に関して旧日本軍全般について網羅的にその制度の詳細を明らかにすることはできないため、海軍の一機関であった横須賀航空技術廠における、1944(昭和19)年頃の、判任文官の高等文官への昇任に関する史料である「昭和十九年度 文官進級増俸関係綴」⁽⁴⁰⁾について検討する。

同史料によると、旧制中学校卒業者については、その判任文官任用資格を満たしているにもかかわらず、最初から判任文官として採用せず、その前に雇員を経ている者が多く、この中には、雇員となる前に工員として数年勤務している例も散見される。その後、数年から十数年、雇員として勤務した後、初めて判任文官に任用されている。そして、判任文官に昇任後、概ね10年以上の勤務を経て後高等文官に昇任した。比較的早くに、判任文官、さらに高等文官に昇任している例としては、旧制中学校を卒業して、そのまま18歳で雇員として採用、10年ほど勤務して28歳で判任文官に任用、その12年後に40歳で高等文官に昇任した例がある。しかし、このように新卒後すぐに採用され、内部昇任していくというキャリアパスは決して平均的なものではなく、その他には、海兵団に入団し軍歴を有する者や、あるいは卒業後しばらくの期間を経てから採用された者もいた。また、より上級の学校に進学した後、雇員として雇われた者もあり、採用年齢は18から24歳まで、まちまちであった。同様に、採用後の経過についても、途中、軍人として勤務するため解雇され、その後再び雇員として戻ってくる者などもおり、決して単線的なキャリアパスのもと昇任していくわけではなかった。

次に、「海軍文官名簿(高等官)昭和十八年四月一日調」に記載された海軍理事官のデータから、そのキャリアパスについて考察する⁽⁴¹⁾。当時の海軍理事官69名について見てみると、1名を除き、全ての海軍理事官は判任文官を経た後、当職に補職されており、海軍理事官が、判任文官の高等文官への昇任ポストであったことが裏付けられる。例外的に判任文官を経ずして海軍理事官となった1名は、61歳と極めて高齢で昇任しており、元の勤務場所が工廠であることから、部内限りの判任官待遇を受けていた古参の熟練した工員あがりの雇員を高等官に昇任させるための処遇ではないかと考えられる。同名簿において確認する海軍理事官のうち、最も下位の等級は高等官7等(中尉相当)であることから、当時の海軍理事官に補職される際の最初の等級は通常、高等官7等であったとみられる。ただし、高等官6等(大尉相当)の16名のうち2名は例外的に高等官7等を経ずに最

(40) 海軍省「昭和十九年度 文官進級増俸関係綴」(防衛研究所図書館所蔵)。

(41) 海軍省「海軍文官名簿(高等官)昭和十八年四月一日調」。

初から高等官6等で高等文官に昇任しているが、その年齢が58歳と61歳と比較的高齢であることから、それが例外的に直接高等官6等に昇任している背景ではないかとみられる。このことは、法令的にみても、「奏任文官、判任文官優遇に関する件(大正10年勅令第223号)」の第2条において、判任文官から高等文官に昇任した際の最初の等級が高等官6等以下と規定されていることと符合していた。

ところで、判任文官(下士官相当)に任用される年齢を見てみると早い者で21歳、平均で約26歳であり、判任文官の資格要件である旧制中学校を卒業しても、すぐには判任文官に任用されるわけではない。おそらく、まず雇員や工員として採用され、10年前後経過した後、ようやく判任文官に任用されていたとみられる⁽⁴²⁾。

他方、高等文官に任用される年齢は早くも40歳、平均で約48歳であり、判任文官に任用されてから高等文官に昇任するには通常20年以上かかることが推測される。中には11~13年と、平均よりも10年近く短い期間で昇任した例もみられるが、これらの者は、判任文官に任用された年齢が34~38歳と平均の26歳と比較して10歳以上高く、高等文官への任用も47~49歳と平均的なものであることから、それ以前の経歴を勘案して判任文官の期間を短縮し、高等文官への昇任の年齢を他の者と横並びにするための、あくまでも配慮的な処遇であるとみられる。

次に、高等文官任用後の昇進の状況について見てみると、官等が高等官7等(中尉相当)の者が47人、高等官6等(大尉相当)16人、高等官5等(少佐相当)6人となっており、等級の各段階で約3分の1に減っている。また、確認される限りでは高等官5等が昇進する最高位であった。次の等級に昇進するまでの平均的在籍期間について見てみると、高等官7等及び6等を経て5等に昇進するには平均6年弱、高等官7等から6等に昇進するには平均3年弱かかっているとみられることから、順調に行けば各等級、平均3年弱で昇進できたものと考えられる。また、確認できた高等官5等の者のうち、高等文官になってからの期間は最長で8年であることから、高等官5等の者の平均的なキャリアパスとしては、平均48歳で高等文官に昇任し、高等官7、6、5等を3年弱ずつ、計9年弱務め、57歳で退官するといったものであったと考えられる。ただし、昇任の早い者では40歳前後で高等官7等に昇任しており、また「奏任文官特別任用令」において判任文官が特別任用される対象の奏任文官の等級は高等官4等以下であり、また「高等官官等俸給令」第13条におい

(42) 前述の海軍の航空技術廠における1944(昭和19)年の昇任者の経歴をみると、工員、雇員等の段階で10年以上経過しており、「海軍文官名簿(高等官)昭和十八年四月一日調」に記載された海軍理事官である者のうち、20代後半、30歳前後で判任文官に任用された者は、旧制中学校卒業後で直ちに海軍に採用されたのであれば、判任文官に任用される前に平均的にみて10年前後海軍でおそらく雇員、工員等として過ごしたとみられる。

て旧陸海軍の理事官は高等官4等以下、とされていることから、平均的に昇進していったとすれば、判任官でも高等官4等までは昇進することが論理的には可能であったと考えられる。しかし、確認できた史料においては、そのような事例は見受けられない。40歳前後という比較的若年齢で高等文官へ昇任した者のうちの1名は、陸軍の軍籍を有しており陸軍では高等官である将校の身分を併せ持っていたことから、文官として下士官相当の海軍判任文官の身分では武官としての地位と不均衡が生じることを考慮し早期に昇進させたものと考えられる。もう1名の者については、そのような事情は存在しない。

(5) 事務系文官の昇任機会についての技術系文官との比較

昇任の機会について、事務系の文官と比較して恵まれていたのが、技術系の文官である。技術系文官のキャリアパスは、文官よりも下級の工員から優秀な者を技手（判任文官）、さらに技師（高等文官）に昇任させるための特別な教育課程が設けられ（海軍においては、大正期。陸軍においては昭和10年代）、確立されたとみられる。また、技術系の高等文官の数は、軍縮期から軍拡期に情勢が転じていく中で急激に増大している。判任文官から高等文官への昇任の比率においても、事務系よりも技術系の文官が優っていたとみられる。これは、戦時態勢において人員数が急拡大される状況のもと、近代戦に対応する上で重要な技術系の高等文官である技師の充足は、当時、重要な課題であったためと考えられる。たしかに、事務系文官についても、判任文官の高等文官への昇任ポストである理事官の数を増加させたりして、事務系判任文官の高等文官への昇任比率を向上させ処遇の改善が図られたとみられるが、技術系判任文官のそれには及ばなかったとみられる⁽⁴³⁾。技術系判任文官と事務系判任文官の処遇の格差は、昭和10年代の時代状況の変化、戦時における高等文官への昇任機会の拡大の中で、その格差が一層顕著に浮き彫りとなったと考えられる。もっとも文官以外の工員まで視野に入れて母数と考えると、数万以上の数の工員から一千から二千の数の高等文官である技師まで抜擢される確率を比較の対象とすることとなり、数十分の一以下とみられるため、一概に事務系が昇任比率において不利であると決めつけることはできないとも考えられる。

(43) 海軍省「海軍文官名簿（高等官）昭和十八年四月一日調」によると、技術系の高等文官である技師が1,200名強であるのに対し、海軍省「海軍文官名簿昭和十八年四月一日調（判任文官、同待遇者）」（防衛研究所図書館所蔵）によると、判任文官である技手は1千数百名であり、2分の1以上の比率であったのに対し、事務系のそれは、これらの史料によると、海軍については、理事官が69名であるのに対し、昇任元の属・書記の数は数百名に上り、比率は十数分の一であったとみられる。

おわりに

以上、本稿は旧日本軍における文官に関する人事制度やその政策を概観し、また、幾つかの具体的事例を分析することで、どのような慣行の下、どのような処遇がなされていたのかを考察し、その実態を解明した。

日本軍は軍人と軍属等から構成されていた。軍属等は、文官(高等文官、判任文官)、いわゆる軍属(雇員・傭人など)、そして軍属にあらざる工員などから成っていた。武官優位の風潮の中で、日本軍では、軍属等は一般的には低く扱われ、またその役割も限定されていた。しかし一方で、特に技術系においては、特別な教育課程をキャリアパスとして、工員から雇員・雇員へ、雇員から判任文官へ、判任文官から高等文官へといったように、組織内部から人材を登用し、昇任させる慣行があり、工員、雇員が高等文官まで昇任する例もみられた。したがって、判任文官の任用について理解するためには、雇員・工員から判任文官、高等文官までを視野に入れて接続させた、一体的な任用の観点からみる必要があることがわかる。なお、判任文官としての採用資格があっても、いきなり判任文官として採用せず、まず雇員・工員として採用し、有能な者を内部昇任で判任文官とする例が多数派であったと推定される。

日本軍において、技術系の判任文官、高等文官への昇任が可能であり、そのための養成課程が準備されていたという事実は、工員や雇員・傭人らの職場への忠誠と技能蓄積への動機付けを高めさせるための制度的工夫であったと考えられる。

一方で、軍側にも、優秀な技術者・技能者の全てを、民間企業と競合する外部労働市場から調達するのは困難で、組織内部において人材を養成する必要性があった。当時、機械工業、重化学工業を中心に日本の産業が急速に拡大する中で、高等教育を受けた技術者、技能者は希少であった。軍備縮小期から軍備拡大期へと転化していく中で、そのような技術者・技能者に対するニーズが一層増大し、部内の教育課程をキャリアパスとし人材を確保することの重要度は高まったとみられ、昇任先の高等官のポストである技師の数の増大は、昇任機会の拡大をもたらし、このような制度が円滑に機能することを支えたであろう。

他方、事務系の軍属等は、平時においては、その処遇は十分に考慮されていたとはいえ、特に高等文官として昇任できるポストは限られていた。しかし昭和10年代に戦時体制が強化され、軍および、その活動が拡大されるに伴い、軍政、軍令他に関わる事務的な業務も急激に増加し、事務系の軍属等の需要も増加した。そして、その人員数が増える中、有能な事務系の判任文官を確保し、それを処遇するための高等文官のポストとして、理事官が新規に増設されていった。具体的事例で確認すると判任文官(下士官相当)に任用さ

れるのは、平均約26歳で、高等文官に任用されるのは平均48歳であり、高等文官に昇任するまでに、かなり長い期間同一の職位にとどまっていることになる。これは、他省において高等文官試験合格者が若くして昇進していくのとは違い、勤続年数とそれに伴う功労を長期間かけて考課し、処遇するという、組織内部からの登用を重視した人事政策であるといえ、この点において、事務系文官と技術系文官の処遇政策に共通点がみられる。

文官の採用に関しては、戦間期の労働市場は現在よりもより流動的で、また兵役などもあり、修学、就労形態が現在のように単線的なものではなかったことから、任用資格は暫時変更され、かなり柔軟に行われていたことが明らかとなった。これは、逼迫した労働市場においてその需要を満たすための措置であると考えられる。また、採用時において様々な異なる年齢、経歴のものを処遇する工夫として、昇任資格において、採用以前の職歴を考慮する措置が設けられていた。事実、比較的高齢での中途採用者の昇任する年齢を他の者と同じになるように調整したとみられる処遇も確認されており、文官の考課においては、その年功と年齢による序列が重視されていたものと考えられる。

(うじけやすひろ 戦史部)